

2019年5月14日

各 位

JX金属株式会社

三井金属鉱業株式会社に対する訴訟等の提起について

JX金属株式会社（本社：東京都千代田区、社長：大井滋、以下「当社」）は、三井金属鉱業株式会社（本社：東京都品川区、社長：西田計治、以下「三井金属」）に対し、同社が製造・販売等を行っているキャリア付極薄電解銅箔（製品名：MT18FL、MT18Ex、FSP501、以下「本件製品」）が、それぞれ、以下で述べる当社の特許権※のうち一つまたは複数を侵害しているとの理由により、過日、東京地方裁判所に対し、仮処分命令の申立て及び本案訴訟の提起を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、2018年10月以降、三井金属に対し、真摯に交渉を試みておりましたが、足下に至るまで同社から前向きな回答を得ることができず、やむなく上記仮処分命令の申立て及び本案訴訟の提起に至りました。

なお、本案訴訟における訴額は足下約50億円としておりますが、今後の裁判手続の進捗次第では、訴額を数百億円程度まで拡張することも検討しております。

また、三井金属は、日本国外においても本件製品の製造・販売等を行っておりますため、当社といたしましては、日本国外においても、当社が保有する特許権に基づき、本件製品に対する権利行使の可能性を引き続き検討してまいります。

知的財産権は当社の重要な資産であり、これを侵害する行為に関しては、当社は、国内外を問わず、引き続き法的措置を含めた適切な措置を講じ続ける所存です。

※ 当社が足下に至るまでに仮処分を申し立てている、または本案訴訟を提起している特許権は次のとおりですが、当社が、三井金属による侵害可能性について検討を行っている特許権は諸外国のものも含めてこれらに限られませんので、今後の状況次第では、さらに追加の仮処分申立てまたは本案訴訟提起を行うこともありうると考えています。

- (1) 特許第5470487号
- (2) 特許第3258308号
- (3) 特許第3330925号
- (4) 特許第5481577号
- (5) 特許第5481591号
- (6) 特許第5286443号
- (7) 特許第5373993号

以 上